

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金若しくは進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に基づく保護の実施又は <u>就労自立給付金若しくは進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）に準じた外国人に対する保護措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に基づく保護の実施又は <u>就労自立給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）に準じた外国人に対する保護措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度心身障害者医療費の助成に關す	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する <u>情報、地方</u>	11 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度心身障害者医療費の助成に關す	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する <u>情報</u> 又は

<p>る事務であつて規則で定めるもの</p>	<p><u>税関係情報</u>又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>る事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>
------------------------	--	------------------------	----------------------------

附 則

この条例中別表第1及び別表第2の1の項の改正規定は公布の日から、別表第2の11の項の改正規定は平成31年1月1日から施行する。